

令和7年度

第8回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年11月25日（火）

佐々町農業委員会

令和7年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年11月25日（火）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階301会議室
3. 開 会 令和7年11月25日（火）午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	藤永 亜弓君	13	坂本 真澄君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和7年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(4) その他

① 12月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第8回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、寶持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。今月に入り1日の寒暖差が激しくなっており、その影響で体調がついていかず、小学校中学校ともにインフルエンザが流行って学級閉鎖とかにもなっていると聞きますが、体調管理は結構難しいですけれども、気を付けてお過ごしいただければと思います。本日も総会がスムーズに進行しますよう皆様ご協力のほど、よろしくお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、藤永委員、13番、坂本委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。報告第1号、令和7年度九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会について。出席された藤永委員から報告をお願い致します。

11番（藤永 亜弓君） 先週11月18日から19日の2日間、長崎のホテルニュー長崎にて、令和7年度九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が行われました。九州沖縄各県の女性農業委員が一堂に会し、研修会を通じて情報収集や意見交換を行い、農業委員の活動の強化を推進する目的で開催されるもので、今年度は長崎県が主催でしたので、佐々町農業委員会からは寶持会長、山下委員、事務局から作永さん、そして私藤永の4人で参加してきました。研修内容は他県の方々との意見交換をはじめ、近年の農業を取り巻く情勢報告、農業者年金制度の説明などがありました。また、女性農業委員の登用目標が国の目標数30%に対し、長崎県は14%と半分以下であることから、今後も

女性登用を増やしていこうという話がありました。研修中にいただいた資料などは事務局にも保管してありますので、ご興味のある方はそちらをご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

事務局長（作永 善則君） 事務局の方からも、資料の２ページの方をご確認いただけたらと思います。真ん中の中段の方に国の方の目標値で早期に２０％、さらに３０％というような目標があって、かつ閣議決定の方の食料農業農村基本計画というところには令和１２年度までに農業委員の女性の割合を３０％というふうに目標設定がされているところです。正直言いますと、なかなか現状では難しいところもあると思いますが国とか県からの説明でいきますと今回が大多数の自治体で農業委員さん推進さんの改選時期が７月に改選が行われるということで、今後年明けてから営農組合とか地元での話し合いの場がまた設けられていくのではないかなと思うんですけど、その折に今の委員さんの中で次はって思われる方の次の候補者には女性の方の検討もお願いをできたらと思っておりますので、よろしくお願いします。私の方からは、以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問とかありますでしょうか。ないようなので次に進みます。

報告第２号。農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の３ページの方からお願い致します。農地法第１８条第６項の規定による通知書についてです。こちら基盤強化促進法の解約の分となります。全部で１４件ございまして、契約書の３枚目に航空写真を付けておりますので、場所についてはそちらのご確認をお願い致します。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はいありがとうございます。この件につきましてご質問はありませんでしょうか。ないようなので次に進みます。次に、日程４、審議事項に入ります。議案第２３号、農地法第３条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いします。議案第２３号につきましては、佐々町農業委員会総会会議則第２２条の議事参与の制限に基づき、農業委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する自己につきましてはその議事に参与することができないとあるため、藤永委員は退席をお願い致します。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。資料の６１ページの方からお願い致します。議案第２３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請承認についてです。所在地につきましては佐々町沖田免字中ノ間〇〇〇〇、矩ノ手〇〇〇〇、登記地目、現況地目ともに田、

面積の方が2086㎡と1159㎡の合計2筆の3245㎡となります。譲受人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請理由としましては売買による所有権移転となります。場所につきましては、73ページの方に航空写真の方を付けているんですけど、こちら〇〇〇〇から200メートルほど進んだところにあるんですけど、赤枠で囲んでいるところが今回の申請地となります。次の74ページから76ページの方に現況写真を付けておりますのでそちらのご確認もお願い致します。こちらの農地は、〇〇〇〇さんが基盤強化促進法で借りられていた農地となりまして、今回買われるとのことですので。説明は以上となります。よろしくお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） はいありがとうございます。ここで一旦暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 13 時 35 分）

（会議再開 午後 14 時 12 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは、会を再開いたします。休憩して皆さんいろいろとありがとうございました。それでは、採決を行います。議案第23号について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。はい挙手多数ですので、承認することに致します。

次に議案第24号農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の77ページの方をお願い致します。議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について、知事処分となります。土地の所在地につきましては、佐々町市瀬免字羽須和〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が休耕地、登記面積が194㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては住宅用地の建設とのことです。こちら併用地もございまして、市瀬免〇〇〇〇、面積が32㎡。こちら地目が田なんですけど、非農地通知を出している土地になりまして、法務局で非農地の手続きをされているとのことです。場所につきましては82ページの方から地図をつけているんですけど、85ページの航空写真の方をお願い致します。場所としましては〇〇〇〇の道路をはさんで向かい側のところになるんですけど、申請地が赤枠、併用地が青枠で記されているところとなります。87ページの被害防除計画書の方をお願い致します。①の土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策としましては申請地の造成計画の内容で現状のまま利用するとのことで、（2）の被害防止措置としましては防護柵を設けるとのことで被害の恐れはないとのことです。②の農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置としましては、（1）の雨水排水は溜桝を経由す

るとのことで、88ページに計画図をつけているんですけど、こちらの計画図上で水色の点線をされているところが雨水となっておりまして、溜枳を經由して既存の側溝に接続するとのことです。被害防状計画書の②の(2)(3)の汚水と生活雑排水につきましては下水道に接続するとのことで、88ページ上でいきますと赤の点線で記されているところが汚水、生活雑排水の流れとなります。被害防除計画書の③の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、建物の高さを7.852メートル程度加減するとのことで、周辺は宅地と道路であり影響を及ぼす恐れはないとのことです。申請者についてなんですけど、譲受人と譲渡人に関しましては親子関係となります。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願い致します。

8番（北川 英明君） 8番北川です。この前、11月21日の日に立ち会いを致しました。事務局が2名、推進委員さんの本山さんと私、建築会社の方と〇〇〇〇さん夫婦と娘さんが出席されました。その中で雨水排水の件は、横に排水口がありますのでそれに流すということで、下水道も国道に下水道が通っておりますのでそれにつながぐという事です。以上でございます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

5番（築城 武美君） 五役会の議論を報告致します。この建物の建つ敷地は農地転用の申請に上がっている〇〇〇〇とその隣接する〇〇〇〇という土地この2つが該当しているんですが、〇〇〇〇については登記簿謄本を見ていただきますと〇〇〇〇さんの所有になっており、非農地になっている土地だそうです。非農地にはなっているんだけれども地目は田んぼなんですね。それで非農地のままそこに家が建つというのはおかしいのではないかという議論をさせていただきました。よって〇〇〇〇の土地について元々農転の申請の中に上げれば済むことだったんだけれども、所有者が違うんですね。そこで結果的には非農地証明が出て、それを農転なしで建物を建てるようにするためには地目変更の手続きがされているとかそういう行為が現実的でないこれは農転をここだけにしてもらわないといけないのではないかという話がまた別に上がってくる状況になるので、今回は〇〇〇〇についてはそういう行為が進行中であることを証明するものを何か添付しないといけないのではというお話をさせて頂いております。そこで事務局にお尋ねですが、その後、この案件について〇〇〇〇については五役会の中で議論をした後、何か対応をされましたでしょうか。

事務局長（作永 善則君） 〇〇〇〇につきましては、法務局さんに登記の申請をされた際の申

請書のコピーの方をいただいております。法務局の登記官の方も、現地確認の方にすで見えられているということでございます

5 番（築城 武美君） ありがとうございます。その報告がなされるだろうことを前提として承認するのはおかしいのではないかとということで、そういうふうなものを添付するだけの努力をしてほしい。そういうふうにしようという話をしたことの確認がなされているようでございますので、私としては、農転申請の中に加えることもなく、非農地を地目変更できること、こういう手続きが取られることが確認できたということで確認をいたします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。ないようですので、採決を行います。議案第 2 4 号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、議案第 2 5 号農用地利用集積等促進計画案の承認について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の 9 3 ページの方をお願い致します。議案第 2 5 号農用地利用集積等促進計画案の承認について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める。対象の農地契約につきましては、9 5 ページの方をお願い致します。全部で 6 契約ございまして、始期が令和 8 年の 2 月 1 日から、終期が令和 1 8 年の 1 月 3 1 日までとなります。地目は全て田で、面積の方が合計で 1 4 8 7 4 m²となります。1 番から 4 番までが新規の契約、5 番 6 番が更新の契約となっております。説明は以上になります。よろしく願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、採決を行います。議案第 2 5 号について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。挙手多数ですので、承認することと致します。以上で日程 4、審議事項を終わります。

次に日程 5、その他について事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。（5）のその他についてなんですけど、①の 1 2 月の定例会の日程です。五役会が 1 2 月 1 6 日、火曜日の 1 3 時半から 3 階、農業委員会事務室、総会の方が 1 2 月 2 5 日の木曜日 1 3 時 3 0 分から 3 階委員会室で予定をしております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 皆様の方から何かありませんでしょうか。はい 1 1 番。

1 1 番（池田 晴良君） 1 1 番。報告事項の時に言えば良かったんですけど、報告第 2 号

ですが、農地法第18条ここを見ますと、かなりの面積の解約書が出ておりますけれども、特にここにおられる山下委員の農地2町5反ほど解約されるとなっておりますが、この農地それぞれについて来年度の作り手っていうのは大体予定決まっておるのでしょうか。

事務局長（作永 善則君） ○○○○さんにご相談を。

11番（池田 晴良君） ○○○○設計事務所さん、私が将来田んぼを作っていただこうかって話をしていたその設計事務所さんですか。そして大体話はつきかけているんですか。

事務局長（作永 善則君） ただ、佐世保の建築設計事務所ではあるんですけど、ただ地元での水管理のやり方とかやっぱり地域ごとにやり方はあると思いますので、対象の圃場は事務局の方で調べさせてもらって地区に入られる場合の前段として、地元の農業委員山下さんにもお願いする形にはなりますけど、地元の関係者、水利組合の方との話し合いの場をしっかりとって、それでもOKという場合に契約の方を結ばせていただきたいなと思っております。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。なければ会を閉会致します。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 32 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 藤永 亜弓

会議録署名委員 坂本 真澄